

山形銀行 夜間金庫規定

1. (夜間金庫契約の成立)

当行所定の夜間金庫使用申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに申込人と当該夜間金庫契約が成立するものとします。

2. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する9月末日または3月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から半年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を当行所定の入金票とともに当行所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には、氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票（レシート）を受け取ってください。

5. (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

6. (入金袋の返却)

入金袋は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

7. (鍵の保管等)

- (1) 夜間金庫鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

8. (使用料等)

- (1) 使用料
 - ① この夜間金庫の使用料は、当行所定の料率により契約期間中の分を一括前払いするものとし、契約日および毎年4月・10月の当行所定の日に、本人の指定口座から普通預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によって支払ってください。
 - ② 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
 - ③ 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。
- (2) 入金袋利用料
この夜間金庫の入金袋の利用料として、当行所定の夜間金庫入金袋1個ごとに当行所定の料金を入金袋貸与時に支払ってください。
- (3) 取扱手数料
この夜間金庫の利用による入金事務取扱手数料として、当行所定の夜間金庫入金票綴り1冊ごとに当行所定の料金を入金票綴り交付時に支払ってください。
なお、口座振替による場合は以下のとおりとします。
 - ① この取扱手数料は、入金票綴り発行依頼日の翌月の当行所定の日に、本人の指定口座から普通預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ取扱手数料に充当します。
 - ② 取扱手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の取扱手数料は、変更日以後最初に夜間金庫入金帳綴りの発行依頼を受けた日から適用します。
 - ③ 交付済みの夜間金庫入金帳綴りについては、理由の如何にかかわらず取扱手数料の返却はいたしません。

9. (鍵、入金袋の喪失・き損)

夜間金庫鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

10. (届出事項の変更等)

- (1) 印章、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、夜間金庫投入口扉の不十分な閉扉、入金袋の不十分な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間金庫について第2条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

12. (解約等)

- (1) この契約は、本人の申出によりいつでも解約することができます。この場合、夜間金庫鍵、入金袋、入金袋正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしてください。
- (2) この契約は、本人が第8条の利用料を支払わないとき、または当行の都合によりいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしてください。

13. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入することはできません。なお、夜間金庫鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

14. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、または普通預金規定により取扱います。

15. (準拠法令、合意管轄)

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)